

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

指定管理者制度の意義を踏まえ、地域包括ケアシステムや区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の推進、高齢者、子ども、障害者支援等の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組について具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域の方々と地域福祉保健計画を地区別計画の策定・推進する役割と、身近な日常生活圏域（主に中学校区程度）で介護・医療などの専門的ケアと生活支援・介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。本会は横浜市東戸塚地域ケアプラザの指定管理者として、高齢者や子ども、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく地域の一員として、自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり取り組みたいと考えます。

1. 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療・介護が包括的かつ継続的に提供できる体制づくりを進めます。そのために地域ケア会議や協議体を通して、個別及び地域課題や情報を地域住民や在宅生活を支える多様な専門機関と共有できるよう連携を図ります。特に、医療機関とは顔の見える関係を深められるよう、各種会議への参加を積極的に呼びかけ連携体制を強化します。

2. ネットワークの構築・活用

地域の各支援機関が行う「個を支える地域づくり」と連携し、「住民主体の地域づくり」を進めます。また、企業や団体とのネットワークをさらに広げ、地域ケアプラザの多種にわたる事業を活用しながら、住民主体による共助の仕組みづくりを支援します。

認知症高齢者等を見守るネットワークづくりでは、東戸塚商店会と協働し「戸塚区みまもりネット」の協力事業者をさらに拡大したり、また「買い物支援」については、移動販売の実施を企業・店舗に求めるなど、地域住民の意向に沿いながら解決策をともに探り、実践します。

3. 他職種連携の強化

5部門（生活支援体制整備事業、地域活動交流、地域包括支援センター、通所介護、居宅支援）が一つの困りごとを共有し、横断的な視点のもと、区社会福祉協議会（以下「区社協」という）・区役所と協力しながら日々変化する地域状況や多様な課題に対応します。具体的なニーズとして挙げられている「買い物支援」、「集合住宅における見守り体制づくり」、「居場所・サロンづくり」など、職種を横断した取り組み事例をつくります。また、通所介護・居宅介護支援・介護予防支

援の介護保険部門は、地域の社会資源としての認識をより一層持ち、地域住民の安心した生活が継続できるような地域づくりに貢献します。

4. 安定した運営

質の高いサービスを提供するとともに、利用実績の向上を図ります。また、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、予算内で適正な運営を行うため、収支状況の確認や経費節約を行うなど資源の有効活用を心がけます。高額な業務委託や物品購入については、本会の入札の仕組みを活用し本会の規模を活かした効率的・合理的な経営を目指します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題を把握する方法、地域ケアプラザとして把握した地域の魅力と課題を基にどのような地域を目指すかの将来像（以下、「目指すべき地域像」とする）及びその実現に向けた方策や取組、また、そのための関係団体等の連携方法について具体的に記載してください。

1. 川上地区

- (1) 近年、新築マンションの建築が進み他都市からの転居世帯（若い世代）が増えています。地域の結束力は強く一人暮らし高齢者等のたすけあい活動も行われています。
- (2) 地形的に坂道が多いため、バス路線から離れた地域の高齢者には移動のための交通手段が課題となっています。また、公共施設が少なく、地域活動は小学校、コミュニティハウスや自治会町内会館を利用しています。
- (3) 地区社会福祉協議会（以下、地区社協）が組織として機能しています。情報の収集発信及び活動団体の取りまとめ役を果たすなど、中間支援組織として一定の役割を担っています。

2. 東戸塚地区

- (1) 高齢化が進んでおり、特に県営川上第一団地の高齢化率は45%を超え、その内半数以上は75歳以上の一人暮らし世帯となっています。
- (2) 自治会町内会は組織されているものの、連合未加入のマンションもあり地区社協などの地域活動の推進が難しい地域です。しかし、自治会町内会は、住民同士のつながりを深めようと「ごみ拾い」や「夏祭り」、地区連合として「体育大会」や「凧揚げ大会」など様々な行事を開催しています。

3. 東戸塚地区～駅周辺エリア

- (1) 1980年に東戸塚駅が開業し1990年代後半からマンションの建設含め駅前再開発が始まった新しいまちであり、自治会町内会が連合未加入と加入率が65%と低く、地域のコミュニティづくりが課題となっています。
- (2) 高齢者住宅（マンション）の建設もあり、他都市からの転居者（一人暮らし高齢者）が増えています。

(3) 一部の自治会では、助け合い活動などが行われているマンションもあります。

(4) 企業・店舗が多く、地域とのネットワークを築くため「絆の会」や「東戸塚商店会」を組織しており、地域貢献に参加する意識・土壌があります。

4. 今後の方向性

川上地区は、“ちょボラ”グループが町内別にそれぞれ2グループあり、また地区社協主催による地域の活動団体が集う「活動委員会」の開催など組織化された取組はあるものの、地域活動者（担い手）の高齢化等で人手不足が課題となっています。若い世代（家族）の転入者が多いので、新たな人材が地域づくりに関われるような仕掛けを地区連合や地区社協とともに進めていきます。

東戸塚地区は、駅周辺とその他のエリアでは地域特性が異なるため、それぞれに応じた支援に取り組みます。駅周辺は連合未加入のマンションが多く、地域の情報が行き渡らないなど住民同士のつながりが希薄であるのが現状です。連合未加入マンションについては、管理組合等と新たな連携の仕組みをつくるなどして地域づくりを進めます。また、高齢化率の高い県営団地エリアは地域活動者の高齢化や人手不足を補うべく、企業・店舗や病院、高齢施設等の社会資源を活かした支援体制をさらに継続・発展させていきたいと考えます。企業・店舗、病院、専門学校や大学などのあるこの地域ならではの特性を活かし、より強い信頼関係の中で連携がとれるよう日頃からの地域課題・情報の共有を図ります。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1. 地域との連携

地区連合・社協及び地区民生委員児童委員協議会（以下、民児協）の定例会や地域のサロン、ボランティア活動等に参加し、地域課題や情報の収集と発信を相互に行い合う関係性をさらに深め、地域づくりを共に進めます。

2. 行政との連携

地区支援チームの定例会やケースカンファレンス等を活用して、それぞれ得た情報を共有し、地域支援（自立支援）のパートナーとしてお互いの役割を認識しながら地域課題に取り組みます。

3. 区社協との連携

区社協とは、同じ地域福祉を担う専門機関として、共通の地区支援方針が共有できるよう、5職種（生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）に、所長を加えた6職種会議（地域支援の方針や現状の確認等）への参加を通じて連携して、地区支援を進めます。

生活支援体制整備事業においては、地区内での取組から区域の活動に展開する際に、区社協の

1層生活支援コーディネーターとも連携しながら進めます。

4. その他関係機関や地域ケアプラザとの連携

医療機関や企業・店舗、学校を交えた協議体や地域ケア会議、近隣地域ケアプラザとの協働事業（ものしり大学）等は、引き続き実践していきます。また定例化している民生委員と担当エリア内の事業所ケアマネジャーとの交流会をはじめ、お互いをつなぐ意識・使命感をもって各種連絡会や勉強会を実施します。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

東戸塚地域ケアプラザは、戸塚地域療育センター、東戸塚地区センターとの併設館です。それぞれの特性や役割を認識しながら、地域住民が健康で安心して暮らせる総合的な福祉・保健サービスを寄与できる拠点です。

年1回開催の『センターまつり』では、同敷地内にある東戸塚地域活動ホームひかり及び川上保育園も含め、合同開催しています。日頃より具体的な連携事例もあります。地区センターに来館する“気になる利用者”（認知症と思われる高齢者）を地域包括支援センターにつなげたり、地域ケア会議への参加（東戸塚地区センター、戸塚地域活動ホームひかり）や障害児・者理解・啓発講座等の共催（戸塚地域療育センター、東戸塚地域活動ホームひかり）など、連携しながら地域支援を進めていきます。

なお、戸塚地域療育センターと東戸塚地区センターとは隔月で「3館定例会議」を行い、お互いの情報を交換する場を設けています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1. 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」です。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

2. 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン（2025年度到達目標とした基本方針）」及び「中期計画（長期ビジョンに基づく5年単位の事業計画）」を策定し、5つの重点取組を中心に事業を展開しています。また、横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

3. 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります

(1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社協等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり（サロン、子ども食堂等）、見守り活動、助けあい活動の支援を実施。

(2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社協が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。

（ボランティア・NPO等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施等）

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

(4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ（17施設）、老人福祉センター（5施設）、地区センター（1施設）、ウィリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

(5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

(6) その他

ウィリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援等

4. 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザの連絡会事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援（地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化）を実施。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行っています。また、平成30年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2. 法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所の一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3. 財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況となっています。

4. 安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成29年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を随時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

1. 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2. 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かし、ジョブローテーションにより継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めていきます。

(非常勤職員は、採用にハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募を行います。地域の雇用の場としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってまいります。)

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1. 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「求められる職員像」や地域ケアプラザの職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2. 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針等に基づき、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。これらを定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

(1) 地域ケアプラザ基本指針

(2) 地域ケアプラザ業務指針

(3) 地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携-地域づくり編～（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援体制整備コーディネーター）

(4) 地域ケアプラザ自己評価シート

(5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3. 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施ししていくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修
地域ケアプラザ職員研修（5職種連携・相談対応研修等）
介護予防支援研修
地域活動交流 コーディネーター研修
2層生活支援 コーディネーター研修
サブコーディネーター/コミュニティスタッフ研修 等

(2) 職場研修

個人情報保護研修
身体拘束・虐待防止研修
感染症対応研修
人権研修 等

(3) 基幹研修

人権研修
コンプライアンス研修
階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）
地域福祉実践力向上研修
コミュニティソーシャルワーク研修
法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修
権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者や障害者の方など様々な市民が利用する施設です。快適・安全に安心して利用していただくために、設備の故障等により利用者に不便をかけることの無いように、区役所と十分な連携をとり施設の維持管理に努めます。また、施設の長寿命化に向け維持保全を計画的に行ってまいります。

1. 日常的な施設管理

日常清掃や定期清掃により汚れを防ぎ、清潔な環境を保持します。また、職員による施設及び設備の日常点検により、不具合や故障箇所の早期発見に努めます。また、併設する戸塚地域療育センターと東戸塚地区センターとは隔月の定例会議で情報共有を行い、適切な対応

を行います。

2. 法令に基づく施設及び設備管理

建築物、設備、電気、消防等の各種法令に基づき、保守点検を実施します。

3. 定期的な保守点検

施設及び設備点検については、職員による日常点検の他、委託業者による専門的な定期点検を実施して、不具合を未然に防ぎます。なお、不具合が発見された場合は、早期の修繕に取り組めるように調整の上、実施します。

4. 計画的な施設・設備の改修

東戸塚地域ケアプラザは開所から 26 年目を迎え、経年劣化等による不具合が生じています。長寿命化を図るため建築点検や施設管理者点検により劣化状況を把握し、専門機関である横浜市建築局保全推進課からの助言を受けながら、計画的な施設及び施設の改修を行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

ヒヤリハットや他施設の事件事例を共有し、日常点検や手順の見直しを行い、未然防止に取り組みます。事件や事故発生時は、対応マニュアルに則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します。

防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。

ヒヤリハットや市内各施設の事件事例を共有し、日常点検や手順の見直しを行い、未然防止に取り組みます。事件や事故発生時は、対応マニュアルに則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します。利用者等の急な病気、けが等に対応できるように、マニュアルを整備するとともに、AEDを設置し全職員に対して習熟研修を定期的実施します。

また、年 2 回併設する戸塚地域療育センターと東戸塚地区センターとは合同で避難訓練を行っていますが、防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に協力体制が取れるよう、日頃から連携を図ります。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

区防災計画に基づき、福祉避難所の開設訓練の実施を計画的に開催し、地域の方々とも協力して実施していきます。発生時を想定して、定期的に参集訓練を実施しています。福祉避難所としての備蓄の準備や管理を適切に行っていきます。

また、安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社協、地区民生委員の方々と情報共有を行っていきます。

発災時には速やかに職員を招集し、福祉避難場所を早期に開設できるようにします。開設後は区役所との連携を密にして、受入れ要請のあった要援護者を円滑に受け入れられるようにします。また、福祉避難所の運営に際しては運営状況の記録や報告を適切に行うと共に、衛生管理に留意します。さらに、避難者が安心して過ごせるように、避難者の心身状況の把握や生活支援及び相談を行います。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

東戸塚地域ケアプラザ防災計画を作成し、適正（年2回以上）に防災避難訓練を実施することで、緊急時に対応できる組織体制の維持に努めていきます。訓練については消防署の協力を得ながら実施します。震災時に危険が及ばないよう、館内設備の転倒・落下防止を図ります。風水害についてはハザードマップを確認し、浸水が想定される場所を職員間で共有するとともに、震災・風水害（台風）に備えた対応マニュアルを整備し、全職員で共有します。

また、担当地区で取り組まれている日頃の見守り活動について、活動や立ち上げ支援を行っていきます。必要に応じて地域での「防災拠点運営委員会」等の定期的な会議に参加するなど、必要な支援を積極的に把握していきます。

また、地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の見守りの取組につなげます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様に情報提供します。

1. 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所の紹介の際は、複数の事業者の情報を伝え、相談者が選択でき、不利益が生じないよう情報提供することに努めます。また、情報提供を行う際、特定の事業所に偏る事が無いよう、情報収集に努めるとともに常に所内で情報共有や相談を行います。

2. 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供が出来るよう、ホームページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないようにしています。

3. 会場貸出しの公正中立確保

会場貸出しについては、福祉保健団体の裾野が広がるように「横浜市東戸塚地域ケアプラザ貸館利用のてびき」に則って運用します。また、会場予約が公正に対応できるよう分かりやすい説明資料を整備して配布します。

4. コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、社会福祉を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取り組みとして、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。また、法令順守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題の解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）やご意見箱の設置、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から意見を収集し、改善につなげます。特に利用者アンケートについては、その結果をもとに改善計画を立て、改善に向けた取組を「改善宣言」として定め、アンケートの集計結果とともに施設内に掲示します。要望や苦情は業務改善の機会ととらえ真摯に受け止めて、部門会議等でその手法を検討し、改善に取り組みます。苦情については、法人の定めた「苦情解決規則に基づく苦情・相談対応マニュアル」に沿って、受付担当者、実務責任者（所長）、所管部長、苦情解決推進チーム、総括責任者の流れでその解決にあたります。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。法人の運営状況について本会ホームページへ掲載したり、事業計画書・事業報告書の冊子を窓口を設置する等、積極的に情報公開へ取り組みます。パソコンを廃棄する際は、職員立会いのもとデータを確実に消去します。

本会主催のLGBT・ハラスメント研修などの人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、全職員の意識啓発を進め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

1. 職員の意識啓発

個人情報の取扱い、人権およびプライバシーへの配慮について、年度当初の職員全体会議において研修を実施します。また、本会主催の人権研修等に参加し、伝達研修により職員全体の意識向上に取り組みます。

2. 個人情報の管理

個人情報が含まれるケースファイル・データ保存の媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への持ち出しを禁止しています。個人情報を持ち出す場合には、個人情報持ち出し簿を用いて、持ち出す物をダブルチェックし、帰社した後もダブルチェックを実施し、個人情報の流出を防ぎます。さらに、FAX での個人情報の送付は原則行わず、郵送や手渡しを徹底し、リスクを減らします。

パソコンはパスワード設定を行い、セキュリティワイヤーでデスクに固定をしています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1. 環境への配慮

ごみの少量化・分別・リサイクルへの取組(ヨコハマ3R夢)を進めるため、ごみ自体を減らすとともに、ごみを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応(横浜市地球温暖化対策実行計画の推進)として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2. 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市内中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定しています。

3. 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいますが、本施設においても物品調達の際は、エリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4. 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進めています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5. 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成（令和元年6月現在3.42%）しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組んでおります。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い利用者数の増加を目指します。情報提供にあたり様々な媒体（広報紙、パンフレット、掲示板の活用など）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

現在、地域交流棟に月間の空き状況を明示することで、利用者が活動日程を検討し、予約を取りやすくする工夫を行っています。また、活動日程の相談を受けた場合には、団体の希望を確認しつつ比較的予約が取りやすい時間帯を案内する等のきめ細かい対応を行います。



イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

「断らない相談支援」を目指しニーズの的確な把握や複合的なニーズへの対応など、幅広い相談に対応できるように、日頃から区役所や関係機関と連携を図り顔の見える関係作りを行う事で、対象者への情報提供や対応を速やかに行います。

アセスメントにより地域の特徴やニーズを整理するとともに、様々な分野の相談者に対する情報提供の手法に取組ます。

1. 高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、本人又はその家族等の相談を受け止める機関であることを住民および関係機関等に知ってもらえるよう、地域ケアプラザの個別支援機能と地域支援機能を引き続き周知します。そのため、リーフレットや広報紙が様々な世代に届くよう関係機関（病院・銀行・施設等）への配布や事業説明に出向くなど、情報を発信していきます。

2. 民児協、地区社協、自治会町内会、サロン、地域の会議に参加することで個別支援に係る地域との連携を深めながら地域情報の把握を行います。その結果得られた情報を整理し、「必要

な情報」を「その情報を必要とする人」に届けることができるよう、地域で行われている会議等に積極的に参画することや、広報紙を活用することで情報提供を行っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

目指すべき地域像の実現に向けて地域ケアプラザが役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えています。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

1. 5職種連携による地域支援

5職種（生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）に所長を加えて効率的に地域行事等の参加を含めた地域支援を分担します。月に1回程度、6職種会議を実施し、地域やケースの情報共有、支援方針の共有検討を進めます。

また、区役所と区社協とともに毎月ケアカンファを開催し支援が必要な地域住民について共有するとともに各職種の役割を生かした支援をしていきます。

2. 多職種連携による事業展開

自主事業を実施する際には、部門を越えて企画・協働して実施することで、複数の視点（介護予防、ボランティア育成、住民同士の交流、権利擁護等）から効果的な自主事業（認知症啓発事業やボランティア講座等）を行います。

3. 近隣施設等との連携

戸塚区地域子育て支援拠点「とっとの芽」や川上保育園と連携し、未就学児とその保護者を対象に育児中のリフレッシュや仲間づくり、親子のふれあいを目的に事業を展開していきます。障害児・者への支援については、東戸塚地域活動ホームや戸塚地域療育センターと講座の共催を含め、さらに障害理解の促進とともに図ります。介護予防講座の会場は、より自宅付近で参加しやすい場を考え、地域の自治会町内会館だけでなく、高齢施設（介護付き有料老人ホームすいとび一東戸塚）や保育園（あきば幼保型認定こども園）などの協力も得て開催しています。

お互いの役割を認識しながら、住民のお困りごとをみんなで共有し、ともに考え、解決していく仕組みや関係づくりを進めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 など)を支援・協働していきます。

1. 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社協、民児協、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割をお伝えし、気軽に相談しあえる関係づくりを目指します。

2. 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有を行い、5職種が連携し、地域課題の検討や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めていきます。

地域ケア会議等の開催にあたっては、地域住民とともにエリア内の医療機関や介護保険サービス事業所等にも参加を呼びかけ、地域課題の共有を図ります。

3. 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

区社協と市社協との連携を深め、身近な地域での自助・共助・公助、それぞれの大切さ、連携の必要性を発信しながら、地域のボランティア団体が集う「ボランティア連絡会」(隔月開催)や地区別計画推進委員会での取り組みに合わせて推進します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区政運営方針の基本目標『こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか』のため、区行政との連携・協働を進め、地域課題の解決に向けて、個別課題に係る情報提供等、地域ケアプラザならではの役割を果たします。

1. 人と人がつながるまちづくり

地域住民や地域の団体・企業・施設等と連携し、共に地域づくりを進めていけるような体制づくりを進めます。また、仲間づくりや居場所づくりなど、気軽に交流できる場づくりなどつなぐ意識をもって取り組みます。サロンづくりや「あったかハート in 東戸塚」など、住民同士や支援者同士、また地域に関わるすべての人が横断してつながりがもてる事業を

進めます。

2. 安全・安心を実感できるまちづくり

高齢者や障害児・者、介護者、外国人の方など、地域で生活しているすべての人とお互いを理解し合える関係づくりを区役所とともに進めます。特に、災害時の助け合いの仕組みづくりを一層進めるとともに、孤立させず、地域で支え合う体制づくりを行います。また、災害時を想定し、福祉避難所としての備蓄の準備や管理を適切に行います。

3. 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

子どもが安全で健やかに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築とともに障害者支援の充実を区役所とともに進めます。子育て支援事業（「東戸塚VERYの会」等）や障害者余暇支援事業（「夜間飛行」等）など、当事者が集う事業のPRを積極的に行い、新たな参加者の拡充を図ります。高齢者についても、介護予防や健康づくりを意識し、シニアパワーを発揮できる場（ボランティアや自主活動グループの紹介）を広げます。

4. 活気に満ちた魅力と豊かな自然あふれるまちづくり

地域の美化活動や自然を感じられる美しいまちづくりのために、PR活動や担い手づくりを区役所や商店会等と協力しながら取り組みます。また、次代を担う子どもたちに地域を知ってもらうようなイベントや講座を関係機関とともに進めます。東戸塚地区連合主催の「凧揚げ大会」や東戸塚商店会が主催する「ふれあいさくら祭り」等に参加し、地域の一員として魅力あるまちづくりを進めます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の区計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地域連携チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決・目指すべき地域像の実現に向けてどのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第4期戸塚区地域福祉保健計画における地区別計画の地域連携チームの一員として、区役所・区社協とともに、計画の策定・推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い窓口としての位置づけを意識して、日頃の相談から得た情報や地区社協や民児協の定例会等で議題として挙がっている内容等を地域連携チームと共有し、地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続して行います。

職員体制としては、担当する2地区にそれぞれ地区担当をおき、地域の特性にあわせた取組ができるよう支援していきます。生活支援コーディネーターと地域活動交流コーディネーターは地区全体を把握し、地区を超えた取組なども検討していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

目指すべき地域像の実現に向けて、高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の

開発・実施及び自主活動化どのように取り組むか、具体的に記載してください。

高齢福祉に限定せず、子育て支援や障害福祉など幅広い分野での活動を展開するとともに、事業実施にあたっては地域の福祉団体やボランティアにご協力いただき、地域に開かれた施設としての事業展開を図ります。

1. 高齢者支援事業

介護予防や地域参加へのきっかけづくり、仲間づくりの場として実施されている「男の井戸端会議」をはじめ、「健康麻雀くらぶゆうゆう会」や「うたごえ喫茶かがやき」など男性参加者が多く参加できる事業をさらに展開します。「おじさんボランティア助っ人隊」では地域の依頼に応じて剪定作業や家具の移動などに応じており、元気のある高齢者の地域参加により地域福祉が推進されています。活動15周年を経た「おじさんボランティア助っ人隊」など、参加者の活動者の高齢化が進む中で、健康的な活動が継続できるよう介護予防の講座や研修会への参加を促すよう努めます。また、地域の老人会（ときわ会、親和会、相和会）等の会合に向き、地域包括支援センターの普及啓発活動を積極的に行います。

2. 子育て支援事業

子育て支援に関しては、駅前を中心に年少人口が多いことを踏まえて、子育て支援事業の充実に努めます。0歳児から2歳児を対象とした「しゅっぼっぼ」や1歳児から3歳児を対象とした「りとるありんこクラブ」などをはじめ、おもちゃを使った遊びを提供する「子育て教室アミーコ」など、多種多様なプログラムを実施します。また、川上保育園の保育士による乳幼児を対象にした遊びや情報の提供など、関係機関と連携しながら進めます。

3. 障害児・者支援

当地域ケアプラザ開所前より（東戸塚地域交流ビューロー開設時より）実施している障害者の余暇支援事業「夜間飛行」は、30年以上続いている事業です。参加者の高齢化も進む一方、新たな参加者も加わり季節行事もボランティアと企画しながら行います。また、隣接する東戸塚地域活動ホームひかりの協力を得ながら、障害理解をテーマとした講座を市民対象に行うなど、理解・啓発を図ります。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

福祉保健活動団体及び地域団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況の提供を行うとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを目指します。

1. 福祉保健活動団体や地域団体に効率的にご利用いただけるよう、最新の貸館の空き情報について、引き続き、掲示していきます。
2. 利用団体向けアンケート結果に基づき、改善に努めていきます。結果と改善については会場利用団体交流会などでお伝えする他、館内に掲示します。
3. 来館者にボランティア活動を紹介できるよう、新規参加が可能な団体を掲示板などで紹

介していきます。

4. 経年劣化や故障などで不備のある備品を更新し、快適な利用につなげます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、情報を提供することで参加のきっかけ作りを行うなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。具体的には、担い手養成（「ボランティア入門講座」、「よこはまシニアボランティアポイント登録研修会」）や育成講座（「地域で活動する人応援企画」等）を実施して、参加のきっかけづくりを行うとともに、ボランティアの育成を行います。

また、個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。定期的なボランティア登録者の更新を行い、継続的に関わっていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地区社協などの地域の会合や地域サロン等（ひまわり、ひだきり、水曜サロン、秋葉サロン、憩いのカフェ、地区社協食事会など）に参加した際には、活動記録や地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行い課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを定期的に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けた取組を行います。

貸館利用団体懇談会や地域サロン連絡会などの開催により、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場として活用するとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

なお、地域への情報発信は、広報紙やホームページ、館内壁面を利用したパネル展示など様々な媒体を活用し、情報提供していきます。福祉関係機関や事業所の他、商店・銀行・病院等、地域住民が日常的に利用する場所に地域ケアプラザの広報紙やチラシを配架していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

ニーズ把握については、指定管理部門だけではなく、介護保険部門や自施設以外の介護保険事業所からも個別課題から地域課題を捉えて、地域ケア会議等で情報を共有します。そのため、所内職員のスキルアップをOJTや研修の機会を確保して進めると共に、他事業所のケアマネジャーに対して地域課題の理解が進むようにケアマネ連絡会等で働きかけます。

ニーズ分析については、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域と共に現状を把握していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業を含む5職種が連携して単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにします。6職種会議には区社協の地区担当者も参加し、地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報の共有をしていきます。

1. 地域包括支援センターの総合相談の分析や担当エリアに利用者を持つケアマネジャーへのヒアリングから新たな社会資源の情報を把握します。またそれぞれの専門職の視点から地域に必要なサービスについてもヒアリングします。
2. 東戸塚周辺の企業や店舗等が集う『絆の会』や『東戸塚商店会』の定例会にも参加し、お互い持つ地域情報の収集・発信を相互に行います。
3. 認知症高齢者等の見守り活動については、令和元年度に近隣のコンビニエンスストア(15店舗)を対象にアンケート調査(認知症と思われる“気になる来館者”等の実態調査及び地域ケアプラザの紹介)を実施しました。引き続き対象エリアや種別を広げながら地域づくりに参画できるネットワークの拡充と活動実態を把握します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組(協議体)について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場(協議体)を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理や課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様と主体的な取組に繋がるよう協議体を位置付け、運営していきます。

1. 東戸塚地区内では、「東戸塚駅周辺地域における、認知症高齢者などの見守り・支え合い」をテーマに取組を継続します。これまで、地域の自治会町内会長や民生委員、企業・店舗、病院、高齢者施設、大学等に参加(約30名・団体)を呼びかけ進めてきましたが、検討内容に応じて新たな参加者も見据えて開催します。参加者と協働し認知症サポーター養成講座や啓発事業の開催、また「戸塚区みまもりネット」協力事業者拡充への取組とともに、まち

ぐるみで見守りの目を増やす「ネットワーク」を構築し、早期発見・早期対応ができる仕組みづくりを進めます。

2. 川上地区内では、地域ケア会議で住民より挙げた買い物困難となっている高齢者等への支援について検討していきます。すでに他地区で企業や法人協力のもと進めている事例を参考にし、また地域ケアプラザが持つネットワーク（人材や情報）を活用しながら、住民を主体にした運営を進めます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

既存の活動・サービスが抱える課題等を積極的に把握し、適切な支援をするとともに地域・保険分野以外のサービス提供、支援・活動等を行う企業、関係機関、団体等についても、福祉保健への関心を向けるような働きかけを行うとともに地域の活動等につなげたり、活動の幅を広げる支援を行っていきます。

企業・店舗、学校、病院など住民以外の地域づくりの担い手たる社会資源が多い地域性を活かし、取り組んでまいります。

1. 創出について

日頃から地域の定例会や事業に参加する中で地域の課題を積極的に把握し、該当する自治会等へ課題共有して必要なサービスを見出します。

その際、該当する自治会等のモチベーションやキーパーソンを把握した上で、地域ケア会議等を活用しながらサービス創出のために必要な働きかけをします。

2. 継続・発展について

日頃の活動状況を活動場所へ赴いて、担い手・利用者の声を直接聴き取ります。その後、活動上の課題を共有して、解決に向けて支援します。なお、地区内に共通する課題については地区社協へ、他の地区でも共通する課題については区社協と共有して、活動継続に向けた取り組みを進めます。

また、各活動を活性化し発展させるために、担い手育成講座活動や活動団体の連絡会を開催し、担い手のスキルアップと活動団体相互の連携を深めます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域ケア会議や各種連絡会、日頃の会話の中でお互いの役割を確認しながら地域包括ケアシステムの推進を図ります。

民児協、地区社協会議、サロンなどに参加し、地域情報の把握とともに、必要な情報を発信していきます。引き続き広報紙などを地域ケアプラザが相談窓口として周知できるよう、各関係機関（病院・銀行・施設等）等へも配布先を広げていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の人がその意思を尊重され、できる限り住み慣れたよい環境の中で暮らし続けることができるよう支援します。キャラバンメイトと連携し、出張での認知症サポーター養成講座（地域団体、学校、企業等）を開催し、早期発見・対応を広めるために普及啓発等行います。平成30年度より実施している『あったかハート in 東戸塚』（年1回）は、区役所の協力も得て東戸塚地区の町内会・地区社協・民児協・病院・施設（高齢・障害）・大学・介護事業所・ボランティア及び区社協を含めた30人・団体が実行委員となって実施しています。今後も普及啓発を住民主体となって進められるよう取り組みます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者の権利を守るための「身近な相談窓口」として、迅速かつ適切な対応を行うとともに、専門機関（消費生活総合センター、区役所、区社協あんしんセンターなど）との協働を実施します。また、近隣の地域ケアプラザとの協働事業『ものしり大学』でエンディングノートの普及啓発講座を開催し、権利擁護の理解・認識がさらに広がるよう取り組みます。

1. 高齢者虐待ケースへの対応

地区民児協を中心に地域住民と連携して見守り機能を高め、高齢者虐待の早期発見に取り組みます。相談や通報があった場合には、状況の把握を行うとともに、区役所と対応を検討し、役割分担をしながら対象者を支援します。緊急度の高いケースについては対象者の生命の安全を最優先に複数の職員で介入していきます。

2. 高齢者虐待の予防・防止

「介護者のつどい」を隔月に開催し、参加者同士の情報交換やリフレッシュできるプロ

グラムを通じて虐待予防に取り組みます。

区役所や区社協と毎月実施している定例カンファレンスで情報共有を行っていく他、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関との日常的なコミュニケーションを円滑にしておくことで虐待の早期発見、早期対応、未然防止を目指します。

3. 権利擁護のための普及啓発

地域のサロンや会合に出向き、消費者被害、成年後見制度や「エンディングノート講座」などの権利擁護関連講座を実施して、制度や事業について普及啓発を行います。

また、個別の対応が必要な方については、弁護士や司法書士などの専門機関につなげます。

4. 成年後見制度等の利用促進

成年後見制度や日常生活自立支援事業、消費者保護等、権利擁護に関する各種制度や知識に関する最新の情報を収集し、相談支援に活かします。具体的なケース対応にあたっては、成年後見制度の区長申立てや親族申立て支援、日常生活における金銭管理など、必要に応じて区役所、区社協とも連携して支援にあたります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

1. 地域住民・関係機関等との連携推進支援

- (1) 毎月の定例カンファレンスで挙げたケースについては、継続的に実態を把握していき、必要時にすぐ支援ができるようにしていきます。
- (2) ケアマネジャーやサービス事業者と連携し、よりよい援助につながるよう努めます。
- (3) 地域の民生委員や自治会町内会、老人会の会合等にも適宜参加し、支援の必要なケースについて情報共有に努め、連携して支援が行えるようにしていきます。
- (4) 地区の民生委員とケアマネジャーの交流会を開催し、民生委員とケアマネジャーの顔の見える関係作りをさらに進めます。
- (5) 当プラザで作成した『インフォーマルサービス集』を地域のケアマネジャーへ配布し、ケアマネジャーが個別支援とともに地域の視点をもって関わられるよう支援していきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- (1) エリア内の医療機関へ広報紙の配布や地域ケア会議・協議体への参加を呼びかけ、課題共有や課題解決に向けた協力を通じて連携を継続していきます。
- (2) 在宅医療相談室との連携として地域課題の共有のため地域ケア会議の開催や事例検討会への事例提供を行います。

(3) 区域の包括と連携し、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ケアマネジメントの実践に活かせる研修開催やケアマネサロン等を実施します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議の結果を自治会町内会や民児協等の機関と共有し、地域課題の把握と分析をしていきます。

地域ケア会議から見出された課題に対し、区社協とも連携して解決を図りながら地域包括ケアシステムを推進していきます。

1. 日頃の相談内容の傾向や自主事業を通じて感じている課題等を、必要に応じて介護保険事業所等と共有し、共通する課題と考えらえる内容を抽出・整理する等、検討します。
2. 地区概況シート等の量的データの傾向も踏まえ、ケース選定や対象地区等、重点取り組みの内容やテーマを決定します。
3. 地域ケア会議で見いだされた課題を自治会町内会、地区社協や民児協等と共有し、区役所、区社協とも連携し、課題解決に向けた取り組みにつなげていきます。また、個別レベル地域ケア会議を重ねることで見えてくる地域共通の課題についても、今後どの様な取り組みや連携が必要とされるか等について、包括レベル地域ケア会議で検討します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プラン作成者の資質向上に向けた研修を定期的実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められるよう意識したプラン作りを心がけます。

1. 利用者主体のサービス提供

利用者の目指す自立した日常生活を継続できるよう一緒に考えていく基本姿勢を大切に支援します。利用者自らが十分納得し、選択できるように丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえで、その人らしい意欲的な生活が送れるよう支援します。

2. 研修・情報共有による人材育成

定期的な勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、プラン作成者のスキルアップを図ります。法人独自の取り組みとして、内部講師による「介護予防支援基礎研修」及び「介

「介護予防フォローアップ研修」を継続して開催します。

3. 居宅介護支援事業所への業務委託における公正中立性の確保

特定の事業所に委託先が偏る事などが無いように、常に所内で情報共有し幅広い事業所に委託を依頼します。委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう、スキルアップの機会を提供します。

4. 地域における介護予防の推進

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動などのインフォーマルサービスも積極的に活用しケアプランを作成します。また、プランを立てるにあたり不足していると思われる社会資源については、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等から情報収集・分析し、地域支援に活かします。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組みきっかけづくりを進めます。

また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニアボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業について周知し健康増進を進めていきます。

1. 健康寿命の延伸を目指した取り組みの充実

地域のサロンやシルバークラブ（老人会）に出向き、フレイル予防や認知症予防等の普及・啓発を継続的に行い、広報紙や出張講座等を通じて介護予防・健康づくりの必要性について、広く普及・啓発を進めていきます。

2. 元気づくりステーション事業

地区診断をもとに各地域における必要な介護予防の取組と仲間づくりを目的とした元気づくりステーションの立ち上げ支援、既存の元気づくりステーションの後方支援を行います。

3. 担い手・人材の発掘

ボランティア活動の担い手の高齢化・固定化により、活動の継続が難しくなっていくことが考えられるため、次世代の発掘・育成に向けた講座を開催していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるための

ネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

個別ケースについて地域の支援者を含めた多職種が多角的視点から検討を行うことで個別課題が解決できるよう、地域の社会資源のネットワーク化を図ります。地域ケア会議において議論した課題やその後の経過は、地域の支援者や関係機関へフィードバックし、常に連携を継続した形で取り組みます。

また、地域のインフォーマルサービスを一覧にまとめた「インフォーマルサービス集」を年1回発行（更新）し、ケアマネジャーや民生委員に配布します。支援者同士で内容の追加や確認作業を行い、ネットワークを広げ活用し合う意識をお互い持ちながら取り組みます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うと同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1. 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2. 多職種、関係機関との連携

区や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図ります。特に指定介護予防支援事業者が同施設内にある利点を活かし、利用者の状態にかかわらず切れ目のない支援ができるよう連携していきます。また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3. 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を地域包括支援センターや区、区社会福祉協議会に発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し地域課題の解決に取り組みます。

4. 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修等

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用者一人ひとりの生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族に対しては単なるサービス提供の場ではなく、安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1. 自立支援・重度化防止の視点

ご自身でできることを増やし、ご自宅で生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。一人ひとりの状態をアセスメントし、その人に必要な支援を通所サービス計画書に明記し、ご自身の“できる”を奪わない支援に努めます。

看護師による機能訓練指導では、体操や歩行訓練などご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。

また個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

(内容：書道、手芸、カラオケ・麻雀・オセロ・ドリル・折り紙等)

2. 地域住民、関係機関との連携と福祉人材育成

地域に開かれた施設として、ボランティアを積極的に受け入れ、交流を広げます。また、小中学校や保育園からの子どもを受け入れ、利用者と子どもたちの交流を図るとともに、高齢者や認知症理解のきっかけづくりを行います。

教員免許取得実習生や福祉系専門学校からの実習生、横浜市職員研修や企業の新入社員研修等幅広く受け入れ、次の世代を担う人材育成に協力します。

また健康体操、レクリエーション、福祉用具の使い方、介護技術介護技術等の講師として職員が地域に出ることで、地域福祉の推進に寄与するとともにデイサービスを知っていただくきっかけづくりを行います。

3. 職員の資質向上

本会の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

(研修内容：事故予防研修・感染症研修・認知症ケア研修・マナー接遇研修・虐待防止研修等)

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

1. 人件費

地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算しています。

2. 事業費

事業計画を基本に、講座の材料費相当分など、受益者負担も適正に徴収することとして費用を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3. 事務費

特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。光熱水費は、引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算しています。

4. 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないように、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

2. 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を図ります。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

地域における福祉・保健活動の振興と住民に身近な場所で、福祉・保健サービスを総合的に提供することで、その人らしい生活が安心して送れるような地域社会をつくるのが役割と認識し、地域ケアプラザの運営を通じて、専門的かつ質の高いサービスの提供と地域住民や関係機関との協働による地域づくりに取り組み、「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を目指し取り組んできました。

また、「お困りごとを受けとめ、つなぐ拠点」そして「地域から愛され、信頼される拠点」をモットーに、個人や地域における課題解決に向けて、それぞれに寄り添いながら支援の形や仕組みづくりを一緒に考え、進めてまいりました。

これまで（前期）に取り組んできた主な事業は、次のとおりです。

1. 地域の社会資源と協働した認知症を見守るネットワークづくり

企業・店舗が多い地域特性を活かし、地域づくりの一員として期待したい様々な機関とのつながりを深め、広げてきました。地域ケアプラザのPR活動や地域課題の紹介・共有を目的として、職員・店員の皆さんを対象に事業の説明や講座の開催等を行ってきました（横浜銀行、東急ストア、西武、イオン、東戸塚商店会など）。また、認知症をテーマに検討を重ねた協議体（生活支援体制整備事業）では、地域課題の共有とともに街ぐるみで認知症高齢者や家族を支えるしくみを学ぶなど、認識度が高まりました。

その結果、銀行やコンビニから認知症と思われる“気になる高齢者”などが来店し困った際に直接当ケアプラザに連絡や相談が入るなど、日常業務のパートナーとしてお互いが機能し、見守りのネットワークが広がりました。支援が必要な人をキャッチし、つなぐ役割を担う体制も築いてきました。認知症の啓発事業「あったかハート in 東戸塚」では、企業・店舗とともに介護保険事業所や施設も加わり、協働事業として実施しています。事業をきっかけに、当ケアプラザから企業・店舗に働きかけた結果、『戸塚区みまもりネット』の協力事業者も増えています。



あったかハート参加者

2. 子育て支援など地域ニーズに応じた事業の展開

当プラザが担当する東戸塚・川上地区は年少人口の多い地区です。戸塚区地域子育て支援拠点「とっとの芽」や関係機関とも顔の見える関係の中で日頃より事業を進めています。子育て支援連絡会で地域特性の課題として挙げた「高齢出産・子育て」とともに「ダブルケア」の不安に寄り添うべく、平成27年度に『東戸塚 VERY の会』を立ち上げました。35歳以上で初産婦の方を対象に実施していますが、年々参加者も増え、28年度より地域ケアプラザの主催事業として展開しています。以前は子連れ参加者だった方がOGとなり、そのまま参加者の良きアドバイザーとなっているなど、グループの輪が広がっています。また、小学校や学童保育とも連携し、子ども



ぶち・だがしや楽校

たちが売り手となり地域住民（多世代）との交流を図る『ぶち・だがしや楽校』（年1回開催）も年々参加者が増え続け、参加者が500名を超え、地域ケアプラザまつりと同じように地域イベントの一つとなっています。また、平成31年度からは実行委員会形式で実施する（企業等からの協賛金あり）など、住民主体で行うイベントとなっています。

その他、『りとるありんこクラブ』、『りとるありんこクラブOB会』『しゅっぽっぽ』、『ウナシー子育て隊』、『アミーゴ』等、多くの子育て支援事業を展開しています。

3. 『おじさん』の集う場・生きがいの場・活躍する場

現在では、高齢者男性が集う場やボランティア等で活躍する姿はどこの地域ケアプラザでもありますが、『おじさん』を対象にした事業の実施・展開が当ケアプラザは先駆的だったと自負しています。開所して25年が経過しましたが、その伝統は引き継いできました。退職後の男性を対象にしたボランティア講座の受講者がボランティアグループとして組織化した『おじさんボランティア 助っ人隊』は、15年以上地域の良き“助っ人”となっており、インフォーマルサービスとして介護保険サービスの狭間をうめる貴重な存在となっています。『おじさんボランティア助っ人隊』をお手本にした“おじさんボランティア団体”が東戸塚エリアに複数存在しているのも、良い影響を与えてくれた結果だと思えます。

また、『男の井戸端会議』は男同士、喜びも悲しみも共に共有する語らいの場として参加者も増え続け、これまで140名を超える登録者となっています。令和元年度には全国社会福祉協議会が発行する情報雑誌『月刊福祉』にも活動の様子が採り上げられ、モチベーションをさらに上げて活動しています。



男の井戸端会議

4. サロン等地域の身近な居場所づくり

地域住民のニーズに基づき、住民と共にサロン等の立ち上げ支援を行いました。新築マンション（グランドメゾン）内のサロン（ゆりの木サロン）立ち上げには、予算からプログラムづくりなど運営までのノウハウについて住民（民生委員）とともに考え、実践しました。介護予防や健康づくりの場として、マンション住民だけでなく近隣住民も集う身近な拠点として機能しました。また、区社協と協働のもと、県営団地（県営川上第一団地）内の空き住戸に交流スペース「憩い



憩いの部屋

の部屋」の開設支援を行いました。身体機能の低下から自宅に閉じこもり、周囲との関わりが希薄になっている高齢者住民も多く、住民同士が交流できる場とともに、より身近な相談窓口としても機能しています。立ち上げ支援を行ってきた区社協からバトンを受け、現在は運営支援を「ふれあいホスピタル」や「湘南医療大学」とともに進めています。

5. 地域ケアプラザのPR活動 ～地域の相談窓口として機能するために～

地域ケアプラザの存在が地域住民にまだまだ認知されていない現状は認識しており、PR活動を積極的に行ってきました。単位町内会をはじめ、地域のサークル活動やマンション住民の会合、企業での講座など、小単位での集いの場にも出向き営業活動を進めました。また、リーフレットを刷新し、企業・店舗にも配布・設置してもらうなど、取り組みました。地域包括支援センターへの総合相談件数は、この5年間で約28%増（平成30年度実績で年間2,555件）となっています。

6. 人をつなぐ拠点づくり

毎年の恒例行事となった年末の『大掃除大会』では、日頃当地域プラザを利用している団体の皆さんと共に部屋の清掃や備品の整理を行っています。掃除後の交流会では、各団体の自己紹介・PR大会となり、相互の交流を深める機会となっています。また、当地域ケアプラザ内や地域で日頃活動されているボランティア団体・個人の皆さんへ感謝の気持ちを伝える『ボランティアの集い』を毎年1回行っています。お互いの活動に参加し合う場面が見られるなど、拠点での出会いや拠点からの情報発信が団体同士をつなぐきっかけづくりにもなっています。



ボランティアの集い

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年度から平成30年度まで、資格要件を満たした職員の適正配置ができています。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市東戸塚地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象入件費 (非課税) ※ 1	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象入件費)	10,973,500
賃金水準スライド 対象外入件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外入件費)	1,533,000
事業費 (税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	3,949,000
事務費 (税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	100,000
管理費 (税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	3,658,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△1,533,000
施設使用料相当額 ※ 2		△1,977,500
合 計		17,177,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■
事業費(税込)	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	■
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、研修費等	■
合 計		5,802,000

※ 3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	30,886,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	8,716,000
事業費(税込)	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	1,929,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	150,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	972,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	(介護保険収入等を充当する場合は記載してください。)	△8,716,000
合 計		34,693,000

※ 4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係

る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
合計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,177,000	17,177,000	17,177,000	17,177,000	17,177,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	34,693,000	34,693,000	34,693,000	34,693,000	34,693,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)~(d)	57,826,000	57,826,000	57,826,000	57,826,000	57,826,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000	7,200,000
		居宅介護支援 事業	25,200,000	25,200,000	25,200,000	25,200,000	25,200,000
		通所系サービ ス事業	90,468,000	90,468,000	90,468,000	90,468,000	90,468,000
	その他収入		0	0	0	0	0
	収入合計(A)		180,694,000	180,694,000	180,694,000	180,694,000	180,694,000
内 訳	人件費	133,459,000	133,459,000	133,459,000	133,459,000	133,459,000	
	事業費	29,837,000	29,837,000	29,837,000	29,837,000	29,837,000	
	事務費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	
	管理費	11,817,000	11,817,000	11,817,000	11,817,000	11,817,000	
	消費税等	4,286,000	4,286,000	4,286,000	4,286,000	4,286,000	
	その他	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	
支出合計(B)		180,694,000	180,694,000	180,694,000	180,694,000	180,694,000	
収支(A-B)		0	0	0	0	0	

団体の概要

(令和 2 年 1 月現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会			
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地			
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)			
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター (ボランティアセンター・情報センター・研修センター) 受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター (現: 地域ケアプラザ) 受託開始 平成 6 年 地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財) 在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成 26 年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画			
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施 (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施			
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無		有 ・ 無		
財政状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	25,215,194,127	17,849,621,296	15,493,939,867
	総支出	24,660,464,338	19,084,630,470	15,369,310,618
	当期収支差額	554,729,789	- 1,235,009,174	124,629,249
	次期繰越収支差額	3,336,778,438	2,101,769,264	2,226,398,513
連絡担当者	【氏名】 ██████████		【所属】 社会福祉部施設管理担当	
	【電話】 045-201-2069		【FAX】 045-201-1661	
	【E-mail】 ██████████			
特記事項				